

相談支援体制整備と 地域自立支援協議会

平成20年7月



厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

相談支援事業の現状

障害者相談支援事業

- ・一般的な相談支援(情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等)

【財源】 交付税

機能強化

- ・市町村相談支援機能強化事業(専門職員の配置等)
- ・成年後見制度利用事業
- ・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- ・相談支援充実・強化事業

(家庭訪問等)

【財源】基金事業

(市町村／相談支援事業者に委託可)

一般的な相談支援

(広域的・専門的な支援)

都道府県

サービス利用計画費の支給 (指定相談支援事業者)

- ・サービス利用のあっせん・調整

【財源】自立支援給付

国1/2、県1/4、市町村1/4

サービス利用計画

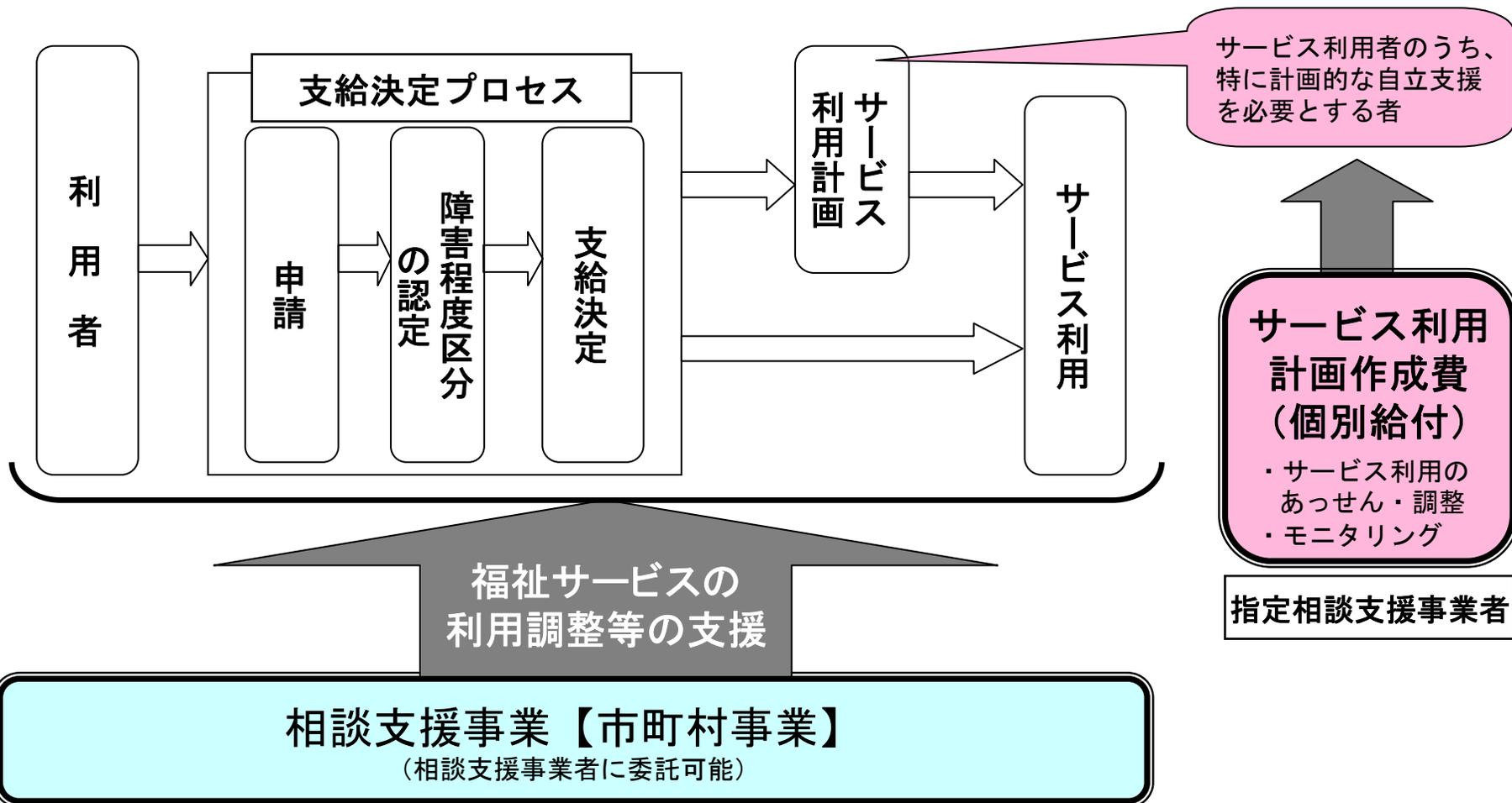
※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

- ①施設退所等に伴い集中的に支援が必要
- ②単身世帯
- ③重度障害者

(1) 相談支援事業とサービス利用について

障害者のニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み（ケアマネジメント）を導入。

- (1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の事業として相談支援事業を位置付けた（相談支援事業者に委託可）。
- (2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。



(2) 地域自立支援協議会について

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

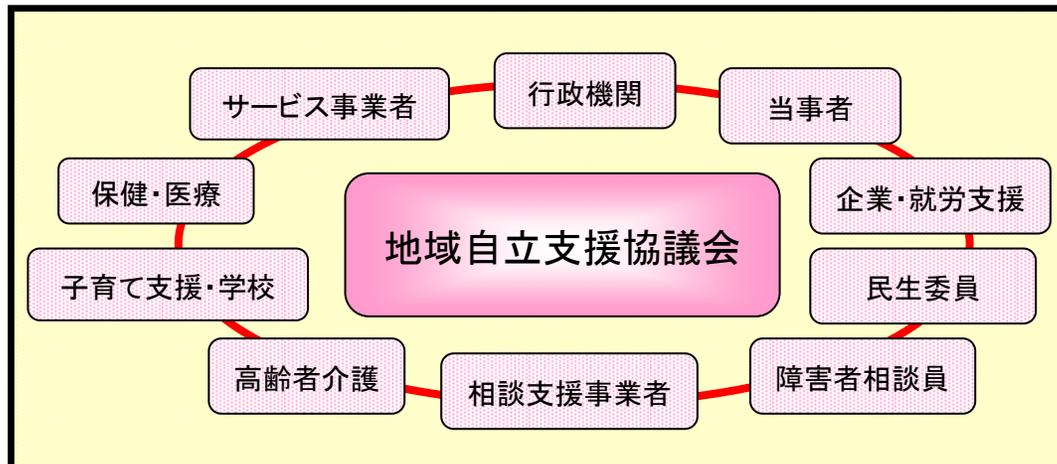
【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



(3) 相談支援事業の実施状況について

1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

①実施主体	市町村直営	25%	委託	58%	直営+委託	17%
②市町村相談支援実施強化事業	実施	35%	実施予定	8%	未実施	57%
成年後見制度利用支援事業	実施	28%	実施予定	11%	未実施	61%
居住サポート事業	実施	12%	実施予定	6%	未実施	82%

2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

重点施策実施5か年計画

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い
共に生きる社会へのさらなる取組～

平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定(抄)

I 重点的に実施する施策及びその達成目標

2 生活支援

○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

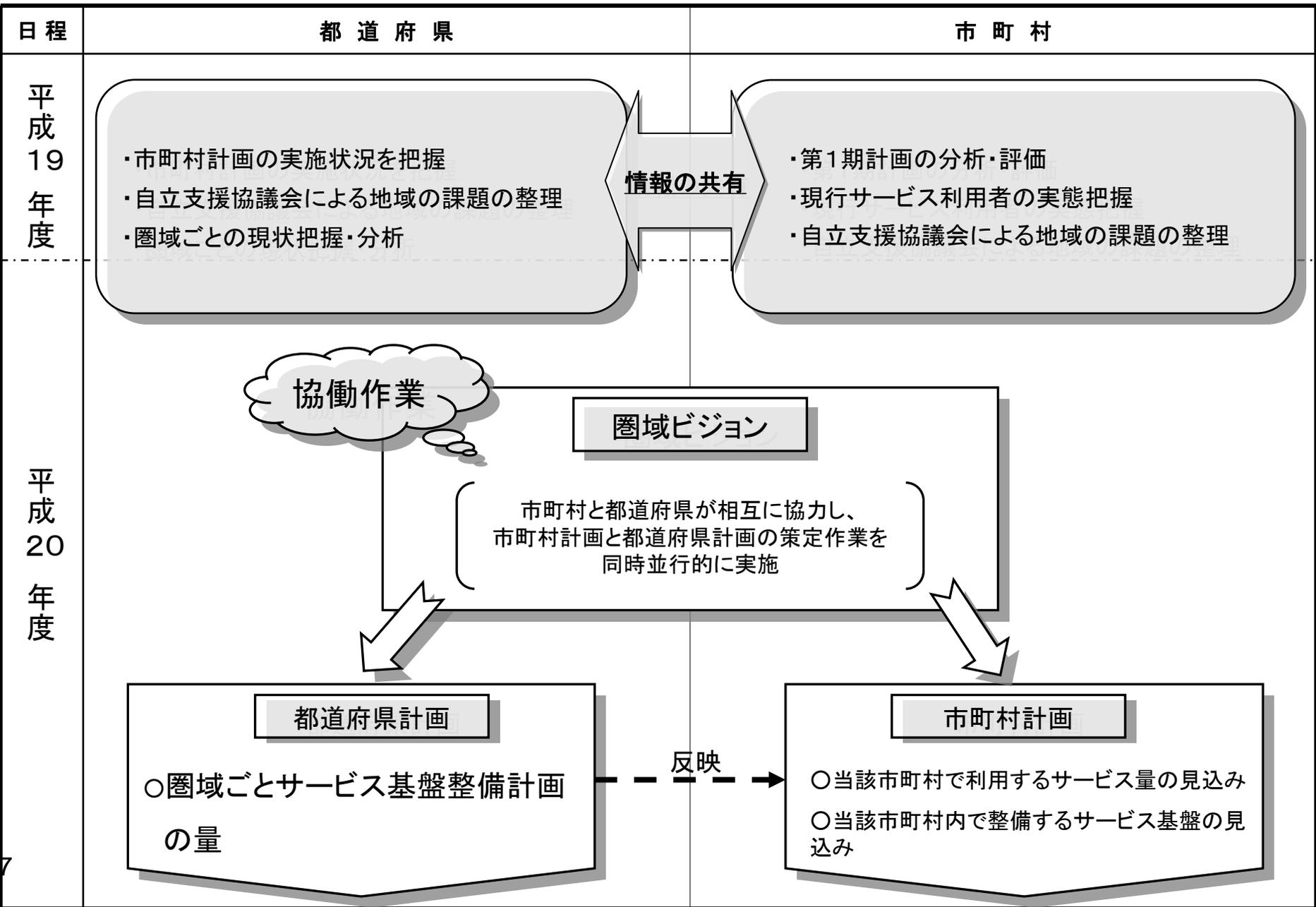
- ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援(ピアカウンセリング)、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築する。
- イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。

(数値目標・達成期間)

○地域自立支援協議会の設置市町村数

700市町村[19年]→全市町村[24年]

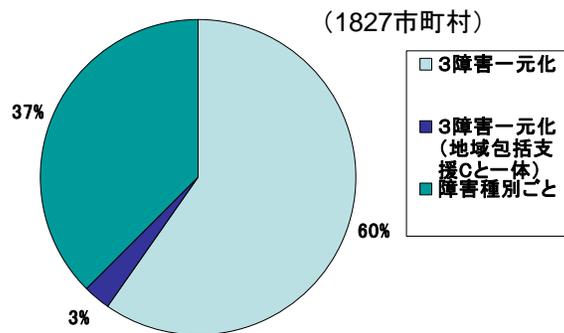
第2期障害福祉計画策定スケジュールのイメージ



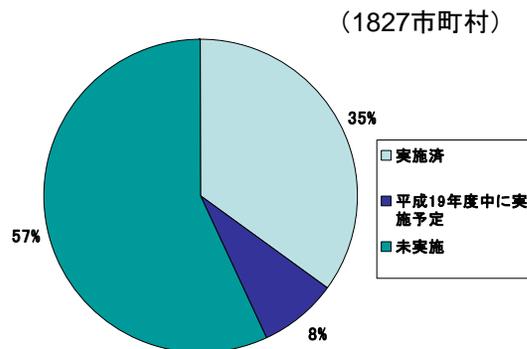
障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

市町村相談支援体制の状況について

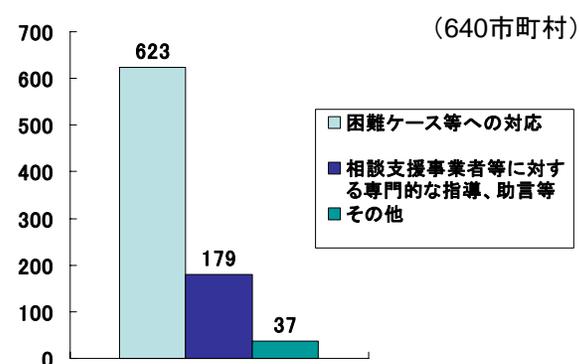
障害者相談支援事業の実施方法



市町村相談支援機能強化事業の実施状況

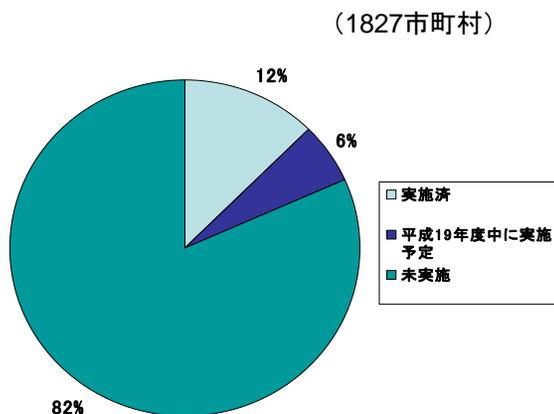


市町村相談支援機能強化事業の業務内容

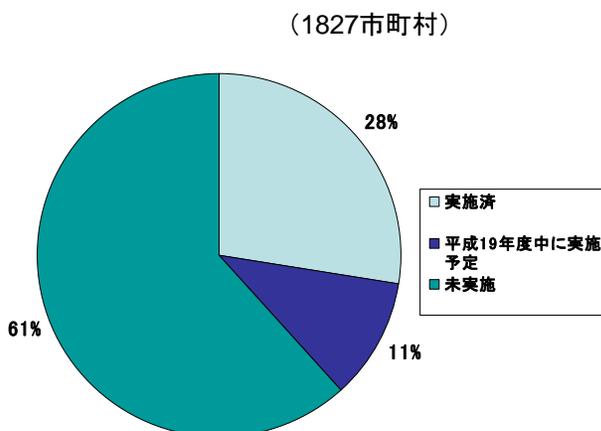


相談支援に関する事業の実施状況について

居住サポート事業の実施状況



成年後見制度利用支援事業の実施状況



障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

障害者相談支援事業に係る課題等の主な意見

【相談支援体制について】

- 指定相談支援事業所が不足している。3障害全てに対応できる相談支援事業所がない。

【相談支援従事者の専門性について】

- 相談支援従事者の専門的な知識が不足している。

【財源の確保について】

- 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、自治体での財源確保が困難。

【市町村相談支援機能強化事業の実施について】

- 市町村単独での実施は困難。
- 専門職員の人材の確保が困難である。

【居住サポート事業の実施方法等について】

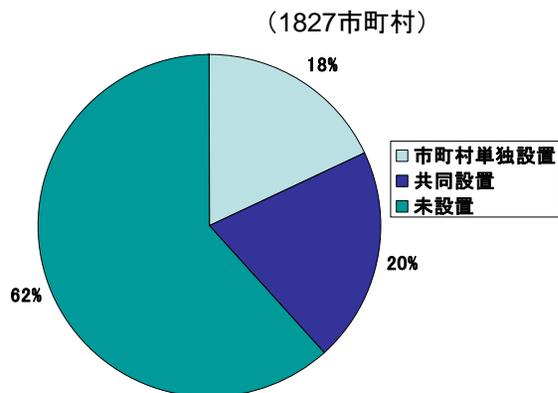
- 居住サポート事業の成功事例等の情報が少ない。居住サポート事業の具体的な実施方法がわからない。
- 24時間支援体制を整備することが困難である。(委託できる事業者がない。)
- 障害者向けの住宅(バリアフリーなど)の確保自体が課題となっている。

【その他】

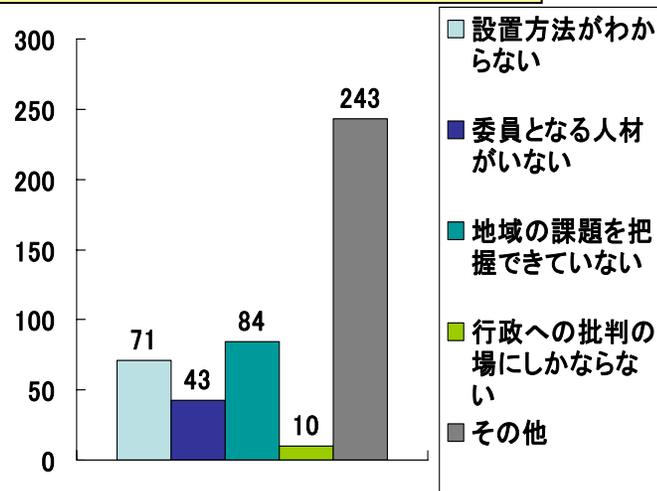
- 相談支援事業が軌道に乗っておらず、相談件数が少ない。
- 相談支援従事者の専門的な知識が不足している。(スキルアップが必要)
- 市町村単独での実施は難しく、近隣市町村との連携が必要であると考えている。
- 社会資源の不足、創出の難しさから相談を受けても状況が進展しないことが多い。
- 広報等を通じて相談支援体制について周知しているが、なかなか認知されない。
- 発達障害などに対する支援について、いかに対応していくかが課題である。
- 個人情報保護との関係でどこまでの情報を提供・共有化していくのが課題である。

障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

地域自立支援協議会の設置状況



地域自立支援協議会未設置の理由



地域自立支援協議会に係る課題等の主な意見

【地域自立支援協議会の設置について】

- 相談支援体制が整備されていない中で、地域自立支援協議会を設置することは困難。
- 障害者施策推進会議等の既存の協議会との棲み分けが課題。
- 協議会の必要性が不明。
- 協議会設立の法的根拠が曖昧なため、現状のままでは設置困難。
- 社会資源の少ない小規模自治体では、地域自立支援協議会が行政への批判の場となることが想定される。
- 地域自立支援協議会の単独設置は困難であるので広域設置が望ましいと考えている。(調整が困難との意見も)
- 地域自立支援協議会の具体的な設置方法、運営方法のイメージが湧かない。
- 相談支援事業者の評価方法が確立されていない。

相談支援事業の現状及び課題について

現状

課題

相談支援体制

- ・人材の確保が困難
- ・相談支援体制が不十分で自立に必要な情報と支援が届いていない
- ・入所入院から地域生活に移行する取り組みが不十分
- ・事業の具体的実施方法が不明

※市町村相談支援機能強化事業の実施率:35%
居住サポート事業の実施率:12% (H19年4月1日現在)

- ・人材の養成とスキルアップ
- ・自宅訪問などによるきめ細やかな相談支援の実施
- ・居住サポート等の強化
- ・相談支援マニュアルの作成と普及

自立支援協議会

- ・地域自立支援協議会の未設置市町村が多く、地域の支援体制が構築されていない

※未設置市町村:50%(H19年12月1日現在)
※都道府県自立支援協議会の設置箇所数:45ヶ所(20年5月20日現在)

- ・運営方法がイメージしにくいとの声があり、運営の形骸化が懸念

- ・地域自立支援協議会の法令上の位置づけの明確化
- ・地域自立支援協議会設置・運営マニュアルの普及

サービス利用計画作成費

- ・単一サービスや過大支給決定の状況も見受けられる
- ・ケアマネジメントがほとんど実施されていない(モニタリングが一部のみ実施)
- ・制度が複雑で理解不足、対象者限定などにより、サービス利用計画作成費の活用が不十分で(支給決定者が少ない)自立に必要な支援が進んでいない

※支給決定者:1,429人(19年4月1日現在)

- ・サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化・拡大

権利擁護

- ・虐待防止、権利侵害防止の支援体制が不十分

※成年後見制度利用支援事業の実施率:28%

- ・虐待防止、権利侵害防止のための制度的な整備

參考資料

地域自立支援協議会のステップアップ指標（案）

	相談支援体制	行政の関与	協議会の運営
第1段階	専門的相談窓口が明らかでない (どこに相談したらよいか分からない)	窓口対応だけとなっていて相談支援の重要性を理解していない	協議会が設置されていない
第2段階	相談支援事業が実施されているが窓口対応、電話対応のみとなっている	事業者や関係団体と意見交換をして実態の把握が少しずつ出来始める	協議会は設置されているが形骸化している
第3段階	相談件数も増え始め個別支援会議が開催され始める	個別支援会議に出席し連携を始める	協議会が定期的開催され情報共有が活発化し始めている
第4段階	個別支援会議が当たり前のように日常的に開催されている、また積極的な訪問相談が行われている	個別事例に確実に関与し、協議会の事務局機能を持つ	情報共有が活発になり専門部会等の取り組みも具体化され、協働体制が整う
第5段階	相談窓口にアクセス出来る利用者のみならず、きめ細やかに対応し全ての利用者の状態を把握している	施策の立案と推進機関として協議会の重要性・必要性を十分認識している	新たな社会資源が開発され、施策の提言ができはじめる

協議会の機能強化に向けて その阻害要因から解決手順を明らかにするための要因例

1	相談支援事業が委託で実施されていない
2	相談窓口にアクセスできる利用者だけを相談対象にしてアウトリーチしていない
3	委託相談事業が法人敷地内に設置され活動が不透明
4	個別支援会議が開かれていない、開かれていたとしてもサービスの利用調整のみに終始している
5	一部の事業者が利用者を抱え込み協議会に非協力的(事業者にモチベーションがない、相互の信頼関係、協力関係がない)
6	サービスの社会資源量が少ない
7	構成員が協議会を要求交渉の場と捉えたり、新たな社会資源の創出をあきらめ評論家的になっている
8	行政が自立支援協議会のイメージが出来ず消極的な姿勢となっている
9	協議会で協議すべき項目、論点が明確に出来ず、中・長期目標が設定されない
10	事業のモニタリングが不十分で、質の向上を疎んじている

自立支援協議会の活性化にむけて

—いくつかの自治体から聴き取り結果から—

【形骸化の原因】

【遭難型】

・相談支援事業が適正に実施されず、議題の素材が精選されないまま開催され、見通しが持てていない。

【陳情型】

・構成員が既定の団体中心になり（障害福祉計画策定委員会の看板換え等により）、協議会が陳情、団体交渉の場となっている。

【行政主導型】

・担当部課長が会長になるなど、行政主導になり、形式的な議事進行と協議内容になっている。

事務局機能の強化
アドバイザー事業の活用

【今後の取り組み】

【アプローチ1】

- ・相談支援事業の充実と強化
- ・個別支援会議の開催

【アプローチ2】

- ・相談支援事業、団体と行政との協議
- ・スキームの検討

【アプローチ3】

- ・構成員を柔軟に再編成
- ・議事内容の調整

<見直しの4つの基本的視点>

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関われるようにするなど、十分な配慮が必要。

7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、さらに検討が必要
 - (第1案) 市町村。(この場合児童養護施設等への入所と実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第2案) 措置は都道府県、契約は市町村。(この場合、措置と契約で実施主体が異なるという課題あり。)
 - (第3案) 当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

(1) 市町村を基本とした相談支援体制

- これまで、子どもの年齢別に応じて支援策を検討してきたが、子どものライフステージを通じた相談支援の方策についても、一層の充実を図っていくことが必要である。
- まず、障害児の親子の相談支援について中心的な役割を果たす機関としては、平成17年度から児童福祉についての一義的な相談を行う者が市町村とされたことや、障害者の一般的な相談支援事業について市町村が行っていることを踏まえれば、市町村がその役割を担うべきものである。
- その上で、都道府県が、児童相談所、発達障害者支援センター、障害児等療育支援事業の実施によって、広域的・専門的な支援を行い、市町村を支えていくべきである。

さらに、障害児通園施設等の障害児の専門機関が、市町村の相談支援を支える機関としての役割を果たしていくことが考えられる。

このように、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、都市部や町村部などそれぞれの地域の実情に応じて、構築していくことが適当と考えられる。

- その際、相談支援については、身近な市町村を基本としつつ、各地域ごとに、それを担う専門的な人材を確保、養成していくことが必要である。
- 特に、障害児の専門機関が、通所施設等の機能に加え、保育所等への巡回など外に出て行って療育や相談支援を行ったり、障害児や発達上支援が必要な子どもについての相談支援を行ったりすることにより、地域全体の相談支援の充実が図られると考えられる。
- また、相談支援については、例えば保健センターなど、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で行われることが必要であり、また、「気になる」という段階から相談支援を受けやすいようにしていくことが必要である。
このため、例えば、障害児の専門機関が外に出向いていたり、あるいは、障害児の専門機関を気軽に行きやすい所とするために、名称を「子ども発達センター」のように改めたりといった工夫が必要と考えられる。
- 小規模な町村においても、障害児の専門機関と連携を図ることにより、身近なところで専門的な相談支援が受けられるようにする、あるいは町村への相談を専門的な相談支援につなげる体制を地域の実情に応じて築いていくことが有効と考えられる。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

(2) 関係者の連携の強化

- 障害児には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

また、個人情報取り扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。

(3) 移行期における支援

- 特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援のつながりが途切れるおそれがあるので、切れ目が生じないよう関係者の連携を強化し、移行支援を図っていくことが必要である。例えば、保育所等と小学校・特別支援学校が、交流、相互訪問、情報共有、相互理解に努め、積極的な連携を図っていくことが必要である。

(4) 個別の支援計画の作成と活用

- 関係者の連携を図り、子どもの成長に応じて途切れなく障害児の親子を支援していくためには、ケアマネジメントの観点から、障害児について保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要である。

- 今後、障害児本位のサービス利用の観点から、保護者の意向に基づき、障害児のサービス利用決定の際などに、個別の支援計画づくりや関係者による支援会議の開催、モニタリングの実施を進めていくことが必要である。その際には、サービス利用計画作成費を活用するなどにより、特に障害の発見時や入学時、進学時、卒業時などの節目において重点的な支援を行っていくことが必要である。

- また、学齢期においては、障害児のサービス利用決定の際などに作成する個別の支援計画や、学校等が作成する個別の教育支援計画について、関係機関の連携・協力により作成・活用することにより、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の連携を強化していくことが必要である。

- さらに、一貫した支援のため関係者で情報を共有化していくことの重要性に鑑み、個人情報保護に留意しつつ、保護者の同意をとるなどの対応をした上で、障害児についての個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有していくことを促していくことが必要である。例えば、支援の情報をファイルしたものを保護者が所有し、更新していったり、関係者による支援会議で情報を共有したりといった工夫が考えられる。

障害者自立支援法の目指すもの

(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄))

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。

障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

障害者自立支援法と自立支援協議会

—個別ニーズの普遍化—

法律の目的

障害のある人も普通に暮らせる地域づくり



そのために障害福祉計画で

地域で暮らす基盤を計画的に整備する

(障害福祉サービス・地域生活支援事業・その他の公的社会資源・インフォーマルな社会資源)

地域自立支援協議会

地域(市町村)自身で地域づくりを考え進める

地域の実情に合わせて

活用する
工夫する

地域に無かったら

創る
手直しする

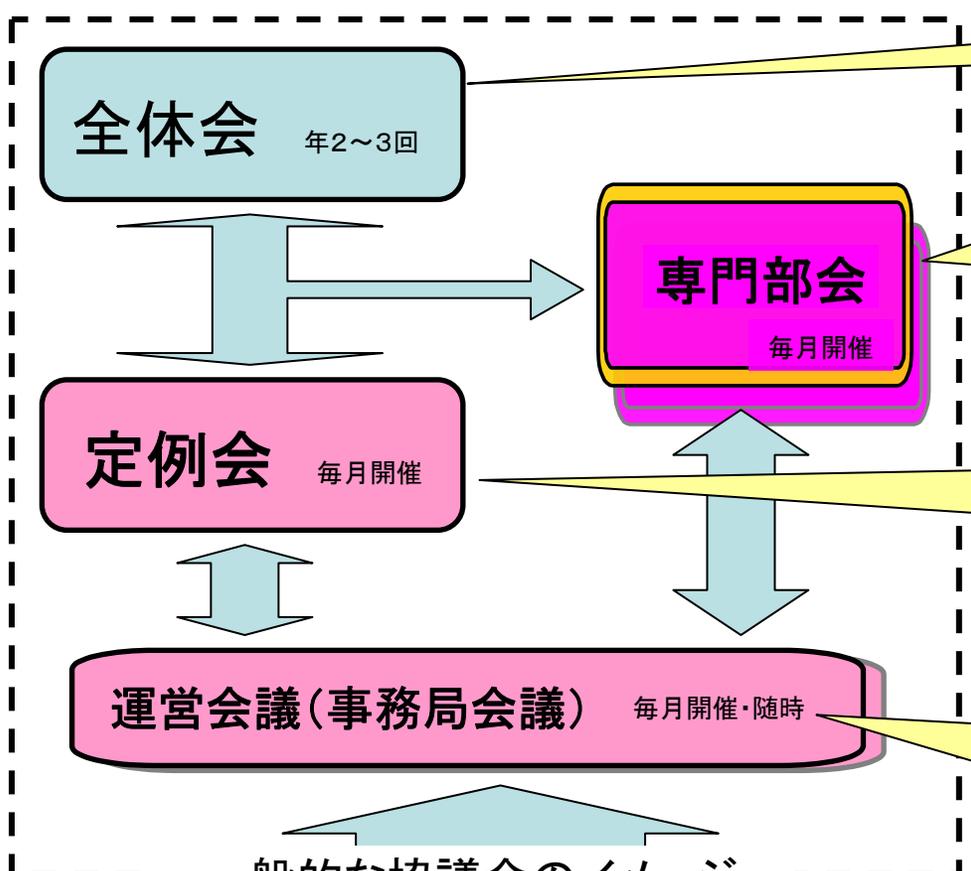


個別支援会議で明らかになる

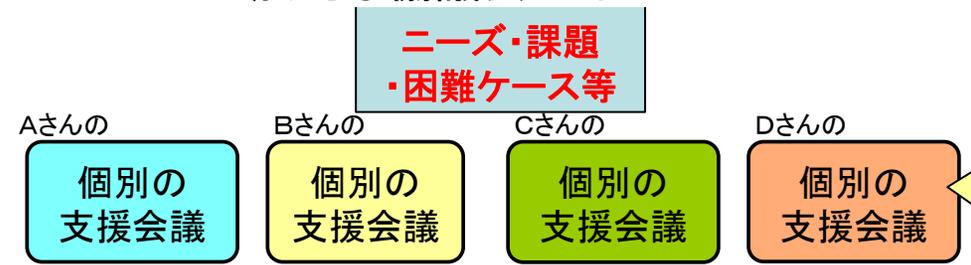
ひとりひとりの希望(ニーズ)を地域の課題としてとらえ

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）

機能する協議会のイメージ



一般的な協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

自立支援協議会の目的・機能

情報機能

- ・困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信

調整機能

- ・地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に対する協議、調整

開発機能

- ・地域の社会資源の開発、改善

教育機能

- ・構成員の資質向上の場として活用

権利擁護機能

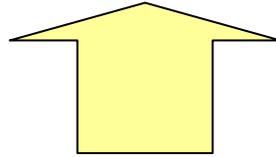
- ・権利擁護に関する取り組みを展開する

評価機能

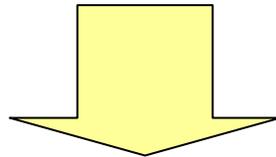
- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
- ・サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用

地域自立支援協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



地域自立支援協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

精神障害者地域移行支援特別対策事業 (新規)(17億円)

精神科病院・ 関連施設内

精神科病院

福祉施設
福祉ホームB型
地域移行型ホーム
等

地域体制整備コーディネーター
退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整
・病院・施設への働きかけ
・必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導
・複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言 等
・個別の支援計画の作成への助言指導

**病院・施設から退院し
地域移行する個人への支援**

地域移行推進員（自立支援員）
・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
・個別支援計画作成と計画に基づいた院外活動に係る同行支援等直接支援
※ 必要に応じピアサポートなどを活用

地域生活

精神障害者の地域生活
に必要な事業(例示)

日中活動の場
・自立訓練(生活訓練)
・就労移行支援・
就労継続支援
・地域活動支援センター等

住まいの場
・グループホーム
・ケアホーム 等

・相談支援事業
・居住サポート事業
・ピアサポート 等

・訪問看護

その他活用可能な社会資源

働きかけ

働きかけ

連

携

連携

連携

地域自立支援協議会

(主として市町村が整備することを想定)

相談支援充実・強化事業

1 事業の目的

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」として、①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への移行等のための緊急的な経過措置を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられる。

以上のことから、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、相談支援事業に対する支援措置について提言を受けていることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

(2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 既存の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業を活用する等により、障害者にもわかりやすいパンフレットを作成する等して、制度の一層の定着を図ること。
- (2) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

6 事業担当課室・係 障害福祉課相談支援係

個別訪問による相談支援の実際例(竹原市)

広島県竹原市の概況

人口: 30,712人(高齢化率29.2%)

障害者数: 2,252人(身体1,820人、知的239人、精神193人)※2,007.4.1現在

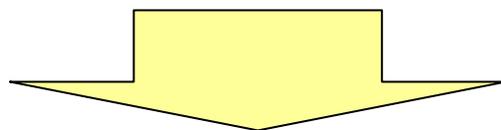
【実施内容】

- ① 分かりやすいパンフレットの作成
- ② 説明会の実施(民生委員、地域、当事者等に寸劇を交えて)
- ③ 家庭訪問
- ④ 相談支援の実施
- ⑤ 検証会議

【結果】

支援機関につながっておらず日頃から気になっている人	365件	
相談窓口があることを知っていた人	144/365	(39.5%)
相談希望者	50/365	(13.7%)

→ 該当しない者 (人口の0.5%)



- ・何らの支援機関等にもつながっていない在宅障害者への情報提供とニーズ把握が出来た
- ・広く市民に相談支援窓口、サービス等の施策の周知がはかられた
- ・地域福祉の核となっている民生委員に周知でき、関係者間の連携が始まりシステムづくりの第1歩となった
- ・サービスの利用増を予想したが、実際は少数にとどまり、一義的には相談支援事業とのつながりこそが求められていた